

# 教育訓練給付制度のご案内



富山福祉短期大学は、厚生労働省「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）」の指定校に認定されています。

## 教育訓練給付制度とは…？

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

 本学「**幼児教育学科**」にてこの制度の対象講座を受講することが可能です。

この制度を利用すると、教育訓練経費（入学金や授業料など）の50%（年間上限40万円／最大4年間）の給付を受けることができます。また、受講修了から1年以内に資格取得等をして雇用保険の一般被保険者として雇用されると、教育訓練経費の20%が追加支給されるため、教育訓練経費の70%（年間上限56万円／最大3年間）の給付を受けることが可能です。

## 【給付の手続き】

まずはハローワークで給付対象かの確認を！

### 訓練前キャリアコンサルティング

申請書類の提出

受給資格の確認（受講開始の1ヶ月前までに、住まいの管轄のハローワークへ）

### 合格（入学）

【訓練受講中】 6ヶ月ごとにハローワークへ給付手続き

教育訓練経費の50%（年間上限40万円）を6ヶ月ごとに支給申請いただけます。一部、当校が記入し、受給者がハローワークに提出する書類もあるため、書類準備はお早めに！

50%  
給付

### 卒業

【訓練終了後】 卒業翌日から1年間

修了日の翌日から雇用保険一般被保険者なった場合、または終了後から1年以内に資格を取得して雇用された場合、さらに教育訓練経費の20%にあたる追加給付を受けとることができます。

20%  
給付

最大合計 **70%** 給付

※詳しくはハローワークまでお問い合わせください。

### 就職



Toyama College of Welfare Science

富山福祉短期大学

給付対象者については裏面へ！



## 【給付対象者について】

専門実践教育訓練給付金の給付対象者(受給資格者)は、以下のとおりです。なお、ご自身の受給資格については、必ず事前にハローワークでご確認ください。

### ①初めての受講をお考えの方

初めて教育訓練給付金を受給する方で、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険被保険者期間を有している方



### ②以前に受講をしたことがある方で、今回、受講をお考えの方

以前に教育訓練給付金を受給したことがある方で、前回の教育訓練給付金受給日から講座の受講開始日までに通算して3年以上の雇用保険被保険者期間を有している方



詳しくは、下記にてご確認ください。  
教育訓練給付の給付に係る相談・受給要件について

お住まいを管轄するハローワーク  
(<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>)



労働局  
(<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>)



SNS・HPで最新情報更新中！

富山福祉短期大学

〒939-0341 富山県射水市三ヶ579番地 富山福祉短期大学 ☎0766-55-5567 発行：企画推進部

WEBオープンキャンパス開催中

学科の魅力やキャンパスの動画を掲載中！  
右側のQRコードを読み込んで、  
ぜひご覧ください！



LINE個別相談受付中

LINEで個別相談ができます。  
QRコードから友達登録  
してください。

